

## さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する認定基準

(平成13年 5月 1日設置)

改正 平成19年 4月 1日

改正 平成20年 4月 1日

改正 平成29年11月27日

この基準は、さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する特別措置規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第39号）第4条第2項の規定により戸別検針共同住宅の認定の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 当該住宅は、さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）第3条第2項の規定により共同住宅の認定を受け、かつ、給水装置に附帯して設置した受水槽以下の給水設備（以下「給水設備」という。）を使用している原則として4階建以上の独立した住居で、各世帯に生活の用に供する水道水の給水設備を有する建物であること。既存の建物に関しては、別途協議により決定するものとする。
- 2 当該住宅に設置する水道メーター（以下「メーター」という。）は、すべて水道事業管理者（以下「管理者」という。）が貸与するものとし、管理者の指示に従い、口径20mm又は25mmのメーターを所有者等が取付工事を行うものであること。
- 3 メーターは、原則としてパイプシャフト内に設置すること。パイプシャフト内は、漏水やメーター取外し時の戻り水などによる被害を防止するため、防水、排水の措置を講じ、内部に水が溜まらないようにすること。
- 4 水道局指定給水装置工事事業者が施行した給水設備で、構造及び材質については、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - (1) 給水設備の配管については、基準適合品を使用すること。
  - (2) メーター前後については、日本水道協会の認証品である集合住宅パイプシャフト用メーターユニット（平パッキン方式）（以下「メーターユニット」という。）を使用し、メーターの取付け及び取外しの際、専用工具を使用しない構造であること。また、水道用ステンレス鋼管（JWWA G119 SSP-SUS316）を原管とする波状継手ユニットを使用することも可とする。口径20mmのメーターに対応するメーターユニットに関しては、外寸30mm×内寸2

1 mm厚さ 3 mmのパッキンとする。

- (3) メーター設置箇所の水圧が0.4 MPaを超える場合、メーターの上流側に日本水道協会の認証品である減圧弁を設け、その上流側に適切な止水弁を設置すること。
- (4) メーター直後には、日本水道協会規格単式逆流防止弁又はこれと同等以上の性能を有する逆流防止装置を設置すること。
- (5) 圧力タンク方式の場合は、各立ち上がり管最上部に吸排気弁又は自動空気弁を設置すること。
- (6) ウォーターハンマーの発生する恐れのあるときは、管器具を保護するため水撃防止器を設置すること。
- (7) 停滞空気の発生しない配管構造とすること。
- (8) 給水設備の配水管の分岐は、原則として分岐する給水管口径を配水管口径の1ランク以下の口径とする。
- (9) ポンプ故障、停電時等の応急給水用として直結共用栓を設置すること。
- (10) 既設給水設備を使用し、戸別検針共同住宅の認定を受けようとする場合は、次の条件を満たすものとする。

ア 既設給水管は、老朽化等に伴う赤水等の発生による水質異常がないこととし、耐圧試験等により漏水のないことを確認すること。

イ 出水不良、赤水、漏水その他の異常が発生する恐れのある場合は、給水装置の所有者等の費用負担により布設替えを行うこと。

5 パイプシャフトは、危険性のないよう配慮すること。また、パイプシャフト外からメーター等の点検及び取付替工事が容易にできるものであること。

- (1) パイプシャフトスペースについては、次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、同一のパイプシャフト内に3個以上のメーターを設置する場合は、別途協議により決定するものとする。

(2)

パイプシャフトスペース	縦	横	奥行き
1個用	400 mm	500 mm	300 mm

2個用左右	400mm	900mm	300mm
2個用前後	700mm	500mm	400mm

ア 有効開口部は、上記表の縦寸及び横寸以上のものとする。

イ メーターの設置は、横置きとし、パイプシャフトの扉に接近して最前列に設置すること。

ウ 電気、ガス等のメーター、配管等から十分に隔離すること。

(2) メーターユニットは、原則として床面にアンカーボルト等で水平に固定すること。また、高さ調整が必要な場合は、全ねじボルト、架台等により確実に水平に固定をし、床面から1,000mm以内とすること。波状継手ユニットを使用する場合は、メーターが下がらないよう受台を設け、固定すること。

(3) パイプシャフトの扉には、鍵を取り付けないこと。また、開錠式ハンドルの位置は、床面から1,500mm以内とすること。

(4) 同一のパイプシャフト内に2個以上のメーターを設置する場合は、次に掲げるところによる。

ア 原則として左右（横並び）に設置する。

イ メーターを前後（縦並び）に設置する場合は、規則性を持った配置（奥側は左の部屋、手前側は右の部屋等）になるよう設置すること。

(5) パイプシャフト内には、メーター設置形式にかかわらず、入居者が容易に判断できるようにすべて判別札等により表示をすること。また、室メーターと屋内共用栓及び消火栓のメーターを同一のパイプシャフトに設置する場合は、パイプシャフトの扉にラベル等により表示をすること。

6 受水槽以下に設置する屋内共用栓及び消火栓の取扱いについては、室の内外を問わず専用給水設備を設けること。また、屋内共用栓及び消火栓のメーターは、室に準じた取扱いとすること。

7 集中給湯又は集中冷暖房の設備配管が住宅専用給水設備に直結していないものであること。

8 店舗、事務所等を含む併用住宅については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 店舗、事務所等を除く住宅部分が第1項から前項までに定める認定基準のすべ

ての条件に適合するものであること。

(2) 店舗、事務所等の部分と住宅部分の給水装置の系統が完全に分離されているものであること。

9 親メーター、共用栓等の使用水量のお知らせを入れる投函箱を屋内郵便受けに近接して設置すること。

10 建物の管理上必要と認められるときは、所有者等の申込みによるリモートメーター、集中検針盤の取扱いも可とすること。ただし、集中検針盤等の設置に係る費用及び設置後の電気使用料、保守管理、修繕等の費用については、所有者等の負担とする。

(1) 集中検針盤設置については、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 取付けについては、屋内型とし、集合郵便受け付近で見やすく、開放され、雨雪のかからない場所に設置すること。ただし、パイプシャフト、配電室、倉庫等には設置しないこと。

イ 集中検針盤中央が床面から1,500mmになるように取り付けること。

ウ 直射日光、塵芥、湿気等の多い場所、有毒ガス、可燃性ガス等の発生する場所は、絶対に避けること。

エ 施工に当たっては、電気設備基準に従うこと。

(2) 配線工事については、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア メーターは、5芯式リモートメーターとする。

イ ケーブルは、5芯（VCTF0.5-5C又はPVCF0.5-5C）とし、すべてJIS-5色を使用すること。なお、中継を設ける場合には、必ず1階に設け、横引き線は10%以上の予備線を見込んだ多芯ケーブル（UNIT）とすること。

ウ 中継端子盤は、集中検針盤製造者の認めたものとし、床下、湿気のある場所は避け、維持管理の容易な場所とすること。

エ 配線工事は、電線防護管を使用し、管末にはプルボックスを取り付けること。また、AC電源ケーブルと20cm以上離すよう配慮すること。なお、施工に当たっては、専門業者によるものとし、事前に水道局と十分に打合せをすること。

11 管理者は、戸別検針共同住宅の認定の申込みがあった場合は、必要な調査を行い、この認定基準に適合して認定を与えるときは、認定証を交付する。

12 この基準に定めるもののほか、戸別検針共同住宅の認定の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

附 記

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

附 記

この基準は、平成30年4月1日から実施する。